

府省庁名：防衛省

局・課名：人事教育局人材育成課

質問・意見

NO 112、113に自衛官募集事務があり事務の概要として、「自衛官募集に係る自衛隊との連絡調整」、「自衛官募集に係る広報」とありますが、これは都道府県知事及び市町村長に法定受託事務として委託している事務の一部であることから、明確化するため「都道府県知事が実施する自衛官募集に関する事務」「市町村長が実施する自衛官募集に関する事務」と記載した方が良いのではないかと。

(ご参考)

地方公共団体に対する自衛官募集事務の委託内容は、自衛隊法施行令第114条から第120条に規定されており、都道府県知事は、募集期間、試験場の告示、広報宣伝等を行い、市町村長は、志願票の受理、受験票の交付、広報宣伝等を行うとしております。

(地方公共団体が実施する)

根拠法令	地方公共団体	要 旨
自衛隊法施行令第114条	都道府県知事	二等陸士又は陸自自衛官候補生の募集期間の告示
自衛隊法施行令第115条	市町村長	志願票の提出があった際の応募年齢等の調査、志願票受理、受験票の交付等
自衛隊法施行令第116条	市町村長	前条の調査を志願者の本籍がある市町村への委嘱
自衛隊法施行令第117条	都道府県知事	試験期日、試験場の位置及び名称等の告示、試験に必要な場合の場所等の提供
自衛隊法施行令第118条	都道府県知事及び市町村長	二等海士、二等空士、海・空自衛官候補生の募集に関する114条から117条の事務
自衛隊法施行令第119条	都道府県知事又は市町村長	自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝
自衛隊法施行令第120条	都道府県知事又は市町村長	自衛官又は自衛官候補生の募集に関する報告又は資料の提出